

答 申

1 審査会の結論

埼玉県公安委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年3月16日付けで不存在を理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月8日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和〇年〇月〇日に開催された埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録の写し。委員長、委員、その他出席者の発言等が聴き取れる音声記録データを複製した「録音テープ」のようなもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、令和4年3月16日付けで、開示請求のあった公文書は作成・取得されておらず、存在しないとして公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年3月20日付けで、実施機関に対し、開示しない理由を訂正することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年7月4日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和4年7月29日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

開示しない理由を「条例第10条第4号に該当」に訂正するよう求める。

(2) 審査請求の理由

実施機関が、定例会議の終了後に会議録を作成するにあたって、議事を録音した「録音テープ」を用いていることは、常識から容易に想像されます。実施機関がこれを作成・保有していないとは考えられません。存在しないことを理由とする不開示処分は合理性を欠くものです。一方で、録音テープは、公安委員会内部における審議、検討に関する情報であり、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあります。以上のことから条例第10条第4号により不開示とすべきです。

(3) 反論書の趣旨

公文書が存在しないことを理由とする不開示処分は合理性を欠きます。「録音テープ」のようなものは存在するはずです。その呼称や形態が、いわゆる「昔のカセットテープ」のようなものでないとしても処分庁は定例会議の議事を録音したものを保有していると思います。可能であるならば、審査庁自らが、処分庁（執務室、事務室、書庫、ロッカー、倉庫等）における公文書の存否を、実地で確認していただきたいと思います。

審査請求人には、処分庁が自ら開催している定例会議の議事を「録音も録画もしない」とはどうしても考えられないのです。それが、県民の常識であると思います。

弁明書の処分庁の意見に、「埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録については、作成を要する規定はなく、事実、作成・取得されていない」とあります。この「作成・取得されておらず存在しない」という記述が、令和〇年〇月〇日に開催された埼玉県公安委員会定例会議に限ってのことではなく、これまでも「録音も録画もしない」、これからも「録音も録画もしない」という処分庁の姿勢を表明したものであるのならば、その旨を埼玉県公安委員会のホームページ上で公開してください。

埼玉県公安委員会のホームページで公開されている「定例会議の会議録」は、会議のあった翌月に掲載されていますが、仮に、録音テープを用いることなく、すなわち、会議における委員長、委員、その他の出席者の会議における発言等を聞き直して確認する作業をせずに、会議の終了後に正確な議事録を簡単に作成できるのであれば、もっと早く掲載できるはずです。

また、委員長、委員、その他出席者が、後日、会議における自らの発言内容を確認・検証したいと思っても、録音テープが存在しないとすれば、それをできないこととなります。さらに、録音テープが存在しないとすれば、公開された「定例会議の会議録」が真正なものであることを証明する客観的証拠物が何もないことになってしまいます。

審査請求人は、本当は「ある」ものを「ない」のだと言われたように感じています。弱い立場に置かれている市民には、公権力が「ない」と言っているものが、実際には「ある」ことを証明する手段がありません。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求人は、審査請求書において、「埼玉県公安委員会が、定例会議の終了後に会議録を作成するにあたって、議事を録音した「録音テープ」を用いていることは、常識から容易に想像されます。」、「存在しないことを理由とする不開示処分は合理性を欠くものです。」と記載している。

一方、「録音テープは、公安委員会内部における審議、検討に関する情報であり、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあります。以上のことから条例第10条第4号により不開示とすべきです。」と記載されていることから、審査請求人は、公文書不開示決定通知書に記載された「開示しない理由」に対して不服を申し立てているものと認められる。

(2) 条例第10条第4号について

条例第10条は、公文書の開示義務について、「実施機関は、開示請求があった

ときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」旨定めたものであり、条例第10条第4号については、「国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」を、審議、検討等に関する情報として、不開示情報としての要件を定めている。

(3) 処分庁の意見

審査請求人の主張は、「埼玉県公安委員会が、定例会議の終了後に会議録を作成するにあたって、議事を録音した「録音テープ」を用いていることは、常識から容易に想像されます」旨であるが、埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録については、作成を要する規定はなく、事実、作成・取得されていない。

また、その他の埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録の存在を裏付ける関係資料もないため、審査請求人の主張には理由がない。

よって、審査請求人の主張する「条例第10条第4号により不開示とすべきです。」旨については、理由がないため、否認するものである。

5 審査会の判断

(1) 本件処分について

本件処分は、令和〇年〇月〇日に開催された埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録について、実施機関が電磁的記録を作成・取得していないことを理由として行った公文書不開示決定である。

審査請求人は、実施機関が電磁的記録を作成・取得していないとは考えられないと主張し、存在しないことを理由とする本件処分は合理性を欠くものであることから、開示しない理由を「条例第10条第4号に該当」に訂正するよう求めている。

これに対し実施機関は、埼玉県公安委員会定例会議の議事を録音した電磁的記録

については、作成を要する規定はなく、事実、作成・取得されていないことから、審査請求人の主張は理由がないと主張している。

このため、当審査会では、実施機関が電磁的記録を作成・取得していないという理由に基づく本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の妥当性について

実施機関の説明によると、埼玉県公安委員会定例会議は、原則として毎週1回定例会日を定めて開催をしており、警察本部の各部門の重要な課題や実施状況について説明をしているとのことであり、また、定例会議に併せて個別の案件について決裁を実施しているとのことである。

埼玉県ホームページを確認すると、埼玉県公安委員会のページに定例会議についての項目があり、開催日ごとに会議録が掲載されている。埼玉県ホームページに掲載されている会議録を確認すると、開催日、出席者及び議事の概要についての記載があり、議事の概要については、報告事項と決裁事項に分かれており、それぞれ、どのような報告、決裁をしたのかについて、タイトルとその概要がそれぞれ掲載されている。

なお、当審査会において、公安委員会の運営に関して定める埼玉県公安委員会運営規則（昭和29年7月1日公安委員会規則第1号）を確認したところ、定例会議については第5条に「定例会議は、原則として毎週1回定例会日に開くものとし、委員長がこれを招集する。」と規定されており、会議録については第13条に「会議の概要は、会議録に記載するものとする。」と規定されているが、電磁的記録を作成する旨の規定は認められなかった。

審査請求人は、録音テープが存在しないとすれば、公開された「定例会議の会議録」が真正なものであることを証明する客観的証拠物が何もないことになることと主張している。また、会議録を作成するにあたって、議事を録音した「録音テープ」を用いていることは、常識から容易に想像されると主張している。その点について、当審査会は、実施機関に対し説明を求めたところ、報告事項については、各部門の担当者が報告のために資料を作成し、その資料を基に説明を行っているとのこと

あり、また、決裁事項については、文書を基に決裁を実施しており、決裁文書が存在するとのことである。そして、埼玉県ホームページに掲載されている会議録は、資料及び決裁文書を基に作成しているとのことである。

そうすると、報告事項については、資料が客観的な根拠になり、決裁事項については、決裁文書が客観的な根拠になることから、資料及び決裁文書が会議録の真正性の担保になっていると認められる。また、埼玉県ホームページに掲載されている会議録の内容を踏まえると、会議録は、資料及び決裁文書を基に作成しているという実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、電磁的記録を事実、作成・取得していないという実施機関の主張は首肯できる。

したがって、開示請求に係る公文書を作成・取得しておらず、存在していないとする実施機関の主張を覆すに足りる事情は認められない。

なお、審査請求人は、本件処分における開示しない理由を「条例第10条第4号に該当」に訂正すべきと主張しているが、電磁的記録が存在するという前提の主張であり、認められない。

(3) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

川又 伸彦、松前 恵環、南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和4年 7月 4日	諮問(諮問第333号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和4年 7月29日	実施機関から意見聴取及び審議(第二部会第163回審査会)

令和4年 9月12日	審議（第二部会第164回審査会）
令和4年 9月22日	答申